

30 国際第 1218 号

関税割当公表第 66 号

### 平成31年度のナチュラルチーズの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの（以下「ナチュラルチーズ」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成31年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成31年3月8日

農 林 水 産 省

### 記

#### 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 ナチュラルチーズ
- 2 割 当 数 量 別途公表
- 3 通 関 期 限 平成32年3月31日

#### 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

#### 第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

#### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

##### 1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行

われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 平成31年4月1日（月）から同年4月9日（火）まで
- (2) 平成31年6月3日（月）から同年6月5日（水）まで
- (3) 平成31年8月1日（木）から同年8月5日（月）まで
- (4) 平成31年10月1日（火）から同年10月3日（木）まで
- (5) 平成31年12月2日（月）から同年12月4日（水）まで
- (6) 平成32年2月3日（月）から同年2月5日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

## 第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、プロセスチーズの製造設備を有する者であって、割当てを受けたナチュラルチーズをプロセスチーズの製造用原料として使用することが確実に認められる者

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成30年度の各月別のナチュラルチーズ製造実績数量、ナチュラルチーズ使用実績数量及びプロセスチーズ製造実績数量の一覧表（別記様式1、2及び3）

ただし、申請者の使用する国産ナチュラルチーズ（国産生乳により製造されるものに限る。以下同じ。）の使用実績数量の全部が、他の国産ナチュラルチーズ製造業者の製造（以下「他社製造」という。）に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、別記様式1の添付を必要としない。

- 2 平成31年度の各月別のナチュラルチーズ製造計画数量、ナチュラルチーズ使用計画数量及びプロセスチーズ製造計画数量の一覧表（別記様式4、5及び6）

ただし、申請者の使用する国産ナチュラルチーズの使用計画数量の全部が、他社製造に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、別記様式4の添付を必要としない。

- 3 申請者の使用する国産ナチュラルチーズの使用計画数量の全部又は一部

が、他社製造に係る国産ナチュラルチーズである場合にあっては、当該申請者が確実に当該数量の国産ナチュラルチーズを使用しうることを証するに足る書面

#### 4 下記の書類及び資料

- (1) プロセスチーズ及びナチュラルチーズ製造別の工場名及び所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
- (3) 製造機械配置図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
- (4) 工場工程見取図
- (5) プロセスチーズ及びナチュラルチーズの製造機械設備一覧表等（別記様式7、8及び9）
- (6) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

#### 5 この関税割当てにより割当てを受けたナチュラルチーズを当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

### 第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類（5を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

### 第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載されたナチュラルチーズ使用実績数量及び使用計画数量を勘案して得る国産ナチュラルチーズ使用見込数量に2.5を乗じて得られる数量を限度として定めるものとする。

#### 第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第9及び第10に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

#### 第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、プロセスチーズ製造数量等実績報告書（別記様式10）を翌月15日までに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に1部提出するものとする。

ただし、他社製造に係る国産ナチュラルチーズを使用した者は、国産ナチュラルチーズの売買契約書の写し等当該数量の国産ナチュラルチーズを確実に使用したことを証するに足る書類を添付するものとする。

- 2 国産ナチュラルチーズ製造業者は、工場ごとに当該工場の所在地を管轄する都道府県知事に対して各月の国産ナチュラルチーズ製造数量確認申請書（別記様式11）及び国産ナチュラルチーズ販売数量確認申請書（別記様式12）を翌月8日までに提出して当該都道府県知事の発行する当該確認書の交付を受け、同月15日までに生産局長に1部提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。  
（省令第3条第2項）

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

## 第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。